

小規模保育事業 認可審査表

〔新設〕

1 基本事項

名称	中居林ふたば園				
事業種類	小規模保育事業A型				
所在地	八戸市大字石手洗字油久保1番地2				
設置者	社会福祉法人恵泉会	代表者	理事長 椛沢 早苗		
事業開始時期	令和2年4月1日				
認可定員 (利用定員)	2号認定	3号認定	1、2歳児	0歳児	合計(人)
	—	19	15	4	

2 認可基準

項目	基準等内容		申請内容		適・否	
(1) 職員配置						
管理者	(公定価格上の加算要件) ・児童福祉事業等に2年以上従事した者又は同等以上の能力を有すると認められる者で、常時当該事業所の運営管理の業務に専従する者		園長：秋山 尚子 保有資格 ：保育士資格及び幼稚園教諭免許 勤務経験 ：保育士として37年10か月従事		適	
保育士	(配置基準)		児童数	必要配置数	適	
		年齢	配置基準			
	①	0歳児	× 1/3	4人		① 1.3人
	②	1・2歳児	× 1/6	15人		② 2.5人
	③	上記に1人加配				③ 1人
	⑤保育標準時間認定児童を受け入れる場合は非常勤保育士1人加配			④ ①～③ 計 5人 ④ ※小数点第1位四捨五入		
				⑤ 0.1人		
				④～⑤ 計 5.1人		
			実配置(常勤換算) 5.9人 (実人員 7人)			
調理員	(配置基準) ・非常勤調理員：1人 ※搬入施設から食事を搬入する場合は不要。		実配置 常勤 0人 非常勤(実人員) 0人 ※搬入施設(中居林こども園)から食事を搬入。		適	
嘱託医	配置		契約済		適	
嘱託歯科医	配置		契約済		適	
(2) 設備						
設備	乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、調理設備、便所		必要な設備あり		適	

項目	基準等内容	申請内容	適・否
保育室等	乳児室： 乳児×3.3 m ² ほふく室： 満2歳未満の幼児×3.3 m ² 保育室又は遊戯室： 満2歳以上の幼児×1.98 m ²	乳児室 ・基準面積：13.20 m ² ・保有面積：13.75 m ² ほふく室 ・基準面積：19.80 m ² ・保有面積：21.60 m ² 保育室 ・基準面積：17.82 m ² ・保有面積：18.03 m ²	適
屋外遊戯場	満2歳以上の幼児×3.3 m ²	基準面積：29.70 m ² 代替地面積：1,219.00 m ² (中居林こども園 園庭)	適
(3) 運営			
保育時間	1日につき8時間を原則	保育標準時間：7:00～18:00 保育短時間：8:30～16:30 開所時間：7:00～19:00	適
給食	自園調理(ただし外部搬入可能)	搬入施設(中居林こども園)から食事を搬入	適
保育の内容	保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の策定	策定済	適
(4) 連携施設			
保育所等との連携	・集団保育を体験させるための機会の設定 ・保育の内容に関する支援 ・代替保育の提供 ・卒園後の受け皿としての支援	連携施設(中居林こども園)を確保済 ※同一法人が運営する幼保連携型認定こども園。	適
(5) 欠格要件			
申請者	下記欠格事由に該当しないこと ・禁錮以上の刑 ・福祉、学校教育、労働関係法令の規定による罰金刑 ・認可取消日又は廃止承認日から5年を経過しない者 ・認可申請前5年以内に保育に関し不正等を行った者	非該当	適
法人役員及び所長	上記と同様の欠格事由に該当しないこと	非該当	適